更なる取引適正化の推進とデジタル分野の競争環境整備に向けた提言

１．更なる取引適正化の推進

（１）現状認識

価格転嫁・取引適正化の実現に向けて着実に歩を進めつつあるといえる一方で、取引段階を遡るほど価格転嫁が十分に進んでいないこともまた事実。取適法対象外の取引も含めて、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を実現することが重要。

（２）取適法等の普及啓発

公正取引委員会は、中小企業庁や事業所管省庁、総務省や地方公共団体とも連携して、法改正後の施行状況等も含めて継続的に周知広報の取組を進めていくべき。

（３）サプライチェーン全体での支払条件の適正化

公正取引委員会は、令和９年４月１日に施行が予定されている独占禁止法に基づく新たな告示（製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法）について、最終版の公表に向けた作業を進めるとともに、最終版の公表後においては周知広報や取引実態のモニタリング調査を行うなど、サプライチェーン全体での支払条件の適正化に向けた取組を着実に進めるべき。

地方の金融機関や金融庁、中小企業庁とも連携し、発注者による支払期日までの支払のためのキャッシュが十分に確保されるよう目配りしていくべき。

（４）物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応

公正取引委員会は、令和９年４月１日に施行が予定されている物流特殊指定の改正について、最終版の公表に向けた作業を進めるとともに、最終版の公表後においては周知広報や取引実態のモニタリング調査を行うなど、物流分野における適切な商慣習の定着に向けた取組を着実に進めるべき。

（５）知的財産の取引適正化

公正取引委員会は、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」（知財取引指針）について、最終版の公表に向けた作業を進めるとともに、最終版の公表後においては周知広報や取引実態のモニタリング調査を行うなど、知的財産の取引適正化に向けた取組を着実に進めるべき。

（６）コンテンツ分野における取引適正化

公正取引委員会は、クリエイターが安心して持続的に働くことができる環境を整備し、我が国のクリエイターの創造性が最大限発揮される環境を整備するために、「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」（令和７年９月内閣官房、公正取引委員会）に続き、「映画・アニメの制作現場」における取引の適正化に関する指針を策定するなど、コンテンツ分野における取引適正化に向けた取組を着実に進めるべき。

コンテンツ産業の更なる成長に向けて、競争当局としてどのように貢献できるかを検討し、必要な体制・機能の拡充を図るべき。

（７）フリーランス・事業者間の取引適正化

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法について、発注担当の現場まで規制内容が浸透するよう徹底した広報活動を実施し、周知を図っていくとともに、その規制内容について、これまでの施行状況や取適法も踏まえて、実態に即した検討課題を抽出し、施行後３年を目途とした見直しに向けた検討を進めるべき。

更なる取引適正化の推進とデジタル分野の競争環境整備に向けた提言

2．デジタル分野における競争環境の整備

（１）現状認識

スマホソフトウェア競争促進法は、デジタル分野における公正かつ自由な競争を促進する上で極めて重要なツール。同法施行により、これまでにない変化が生じつつある一方で、同法が意図するイノベーションの活性化や消費者の選択肢の拡大に実質的につながっていない懸念があるとの指摘。

（２）スマホソフトウェア競争促進法の効果的な運用に向けた普及啓発

アプリ事業者等の声を丁寧に拾い上げ、かつ、消費者の正確な理解を得られるよう、公正取引委員会において引き続き、積極的な周知活動を行うべき。

（３）生成AIが競争環境に与える影響についての実態把握

公正取引委員会は、「生成AIに関する実態調査報告書ver.2.0」（令和８年４月16日）公表後も、引き続き、生成AIが競争環境に与える影響や市場動向の適切な把握を進めるべき。

（４）公正取引委員会と関係事業者との対話の充実

スマホソフトウェア競争促進法の趣旨が貫徹されるよう、公正取引委員会は、アプリ事業者の声を丁寧に拾い上げるなど情報収集を更に進め、Apple、Googleとの更なる対話を強力に進めるべき。

対話によっては改善の見込みがないなど必要な場合には、スマホソフトウェア競争促進法の調査権限も活用して調査を実施し、違反が認められる行為に対しては、厳正に対処すべき。

（５）デジタル分野における実効的な競争環境の整備に向けた更なる取組

公正取引委員会は、例えば、スマホソフトウェア競争促進法が対象とするスマートフォンに係る分野以外のデジタル分野においても同様の問題が見られないかなど、デジタル分野における競争環境についての幅広い実態把握を進めた上で、必要な政策を企画立案すべき。

3．厳正な法執行

前記１及び２の各施策の実効性を確保するためには、違反行為に対する独占禁止法等の厳正な執行が不可欠。

取適法について、公正取引委員会は、「面的執行」を強化するため、指導・助言権限が付与された事業所管省庁との執行連携を、各地方でも加速・定着させるべき。

4．公正取引委員会の体制の更なる拡充

厳正な法執行を行いつつ、取引適正化の推進やデジタル分野等における競争環境整備に腰を据えて取り組むことができるよう、中長期的にも最適な体制を整えるため、局の新設といった現在の体制の骨格の再構築を含めた抜本的な強化を行うべき。

取引適正化の推進は全国津々浦々において進めて行く必要があるので、地方事務所や支所を「局」にすることも含めて各地方機関の体制強化をすべき。

これらの実現に必要な独占禁止法の改正等を検討すべき。

競争政策調査会

更なる取引適正化の推進とデジタル分野の競争環境整備に向けた提言

令和８年５月 21 日
自由民主党政務調査会

競争政策調査会では、経済社会構造の変化に対応した競争環境を整備する観点から、政府に対してルール整備等の提言を行ってきた。近年では、フリーランス・事業者間取引適正化等法の制定、スマホソフトウェア競争促進法の制定、下請法の改正など、当時の競争政策調査会の提言も踏まえ、様々な立法的措置が実現されてきた。

他方で、長きにわたった「デフレ・コストカット型経済」からその先にある「成長型経済」に移行する中、物価上昇を上回る継続的な賃上げを実現するためには、全国各地での取引適正化の更なる推進が必要である。また、グローバルで変化が激しいデジタル分野における競争やイノベーションを促進するためには、実効的な競争環境の整備が必要である。

さらに、これらの課題に対応していくためには、法執行や政策立案を担う公正取引委員会の体制について、もう一段の拡充が不可欠である。

上記の問題意識に基づき、以下提言する。また、競争政策調査会として、この提言に基づく施策が着実に実施されるようフォローアップしていく。

１．更なる取引適正化の推進

（１）現状認識

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、価格転嫁及び取引の適正化を目的として、本年１月１日に施行された「中小受託取引適正化法」（取適法）では、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」や手形払の禁止等が盛り込まれた。同法の施行に伴う効果として、事業者からは「資金繰りが改善した」、「価格交渉が進んだ」などの声が挙がっているところであり、我が国経済は、価格転嫁・取引適正化の実現に向けて着実に歩を進めつつあるといえる。

一方で、公正取引委員会や中小企業庁が実施した調査によると、取引段階を遡るほど価格転嫁が十分に進んでいないこともまた事実であり、事業者において賃上げの原資を確保し、「強い経済」を実現するためには、引き続き取適法の執行に積極的に取り組むことはもちろん、取適法対象外の取引も含めて、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を実現することが重要である。

（２）取適法等の普及啓発

取適法を含む取引適正化関連法令に関して、違反行為を未然に防止するとともに、これらの実効性を確保するためには、規制の内容や法運用に関する考え方が、大企業・中小企業・小規模事業者の経営層から現場の担当者に至るまで、あまねく全国の事業者に広く定着することが重要である。

このため、公正取引委員会は、中小企業庁や事業所管省庁、総務省や地方公共団体とも連携して、法改正後の施行状況等も含めて継続的に周知広報の取組を進めていくべきである。

（３）サプライチェーン全体での支払条件の適正化

取適法の対象となる取引においては、委託事業者は、給付を受領した日から起算して 60 日以内のできる限り短い期間内において代金の支払期日を定める義務が課されている。一方、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を実現するためには、サプライチェーンの上流から下流まで、支払期日が適切に設定されることが重要である。

このため、公正取引委員会は、令和９年４月１日に施行が予定されている独占禁止法に基づく新たな告示（製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法）について、最終版の公表に向けた作業を進めるとともに、最終版の公表後においては周知広報や取引実態のモニタリング調査を行うなど、サプライチェーン全体での支払条件の適正化に向けた取組を着実に進めるべきである。

また、地方の金融機関や金融庁、中小企業庁とも連携し、発注者による支払期日までの支払のためのキャッシュが十分に確保されるよう目配りしていくべきである。

（４）物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応

取適法では、事業者が、販売等する物品について、その取引の相手方に対する運送を他の事業者に委託することが「特定運送委託」として新たに規制対象となったほか、従来から、物流特殊指定（特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法）に基づいて一定の規制が課されてきたところである。一方、物流分野においては、荷下ろしの場面で、着荷主が実運送事業者に対して要請することにより、契約外の荷待ち・荷役等が発生する場合があるところ、物流分野におけるサプライチェーン全体で取引適正化を図るためには、着荷主によるこれらの行為を適切に規制することが重要である。

このため、公正取引委員会は、令和９年４月１日に施行が予定されている物流特殊指定の改正について、最終版の公表に向けた作業を進めるとともに、最終版の公表後においては周知広報や取引実態のモニタリング調査を行うなど、物流分野における適切な商慣習の定着に向けた取組を着実に進めるべきである。

（５）知的財産の取引適正化

知的財産権やノウハウは、企業価値を高めたいと思っている中小企業にとって、成長やイノベーションの源泉であるとともに、賃上げの原資確保に資するものである。この点、中小企業が大企業等から知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなると考えられる。

このため、公正取引委員会は、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」（知財取引指針）について、最終版の公表に向けた作業を進めるとともに、最終版の公表後においては周知広報や取引実態のモニタリング調査を行うなど、知的財産の取引適正化に向けた取組を着実に進めるべきである。

（６）コンテンツ分野における取引適正化

文化立国調査会の提言「文化芸術の力をわが国成長の原動力へ」（令和６年５月 16 日）でも謳われているように、「文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養し、人々の心を豊かにするとともに、つながりを強め、活力ある社会を形成するものであり、わが国の力の源泉」である。さらに、知的財産戦略調査会の「知的財産戦略にかかる経済対策に関する緊急決議」（令和７年 11 月６日）のとおり、「日本のコンテンツは、…我が国経済の成長を支える新たな基幹産業」である。我が国の文化芸術が今後も才能豊かな人材を惹きつけ、独自の多様な文化的土壌を持続的に維持・形成していくためには、クリエイター等が尊厳をもって自由に創造活動を行う環境を整備することが重要であり、競争政策の観点からも、強力にこれを後押ししていく必要がある。

このため、公正取引委員会は、クリエイターが安心して持続的に働くことができる環境を整備し、我が国のクリエイターの創造性が最大限発揮される環境を整備するために、「実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針」（令和７年９月内閣官房、公正取引委員会）に続き、「映画・アニメの制作現場」における取引の適正化に関する指針を策定するなど、コンテンツ分野における取引適正化に向けた取

組を着実に進めるべきである。

また、コンテンツ産業の更なる成長に向けて、競争当局としてどのように貢献できるかを検討し、必要な体制・機能の拡充を図るべきである。

（７）フリーランス・事業者間の取引適正化

フリーランスが安心して働ける環境を整備するために、取適法と類似の規制を有する「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）が制定され、令和６年 11 月１日から施行されている。特定受託事業者への発注は、業種や事業者の規模の大小を問わず、我が国経済において広く行われており、経済活動を支える重要な要素となっているため、同法は、単にフリーランス個人が安心して働ける環境を整備することのみならず、サプライチェーン全体での取引の適正化を徹底するためにも、重要な役割を担っている。

このため、公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法について、発注側の企業と受注側のフリーランスの双方に対し、取引の現場に届くよう徹底した広報活動を実施し、周知を図っていくとともに、その規制内容について、これまでの施行状況や取適法も踏まえて、実態に即した検討課題を抽出し、施行後３年を目途とした見直しに向けた検討を進めるべきである。

２．デジタル分野における競争環境の整備

（１）現状認識

昨年 12 月に施行されたスマホソフトウェア競争促進法は、スマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要なアプリストア等の特定のソフトウェアについて、セキュリティの確保等を図りつつ、イノベーションを活性化し、消費者の選択肢の拡大を実現するために、競争環境を整備するものとなっており、デジタル分野における公正かつ自由な競争を促進する上で極めて重要なツールである。

実際に、スマホソフトウェア競争促進法が施行された結果、複数の新しいアプリストアが登場しているほか、Apple と Google のアプリストアを利用するアプリ事業者は、文字列によるユーザーのアプリ外への誘導が可能となり、また、従前設定されていたアプリストア手数料についても引き下げる動きがみられるなど、これまでにない変化が生じつつある。その一方で、Apple と Google が公表したアプリストアのアプリ事業者向けの規約は、スマホソフトウェア競争促進法が求める代替決済システムの利用やアプリ外へのリンクアウトを認めるとしながらも、アプリ事業者に高い手数料を課

すことなどにより、アプリ事業者に多大な負担を生じさせるとともに、スマホソフトウェア競争促進法が意図するイノベーションの活性化や消費者の選択肢の拡大に実質的につながっていないとの懸念がある。

そのほか、スマホソフトウェア競争促進法では OS 機能の開放に係る規定がある。これは、スマートフォンと連携する革新的なデバイスの開発や、スマートフォンの利便性を最大限に引き出したり、ユーザーの安全・安心を確保したりするためのアプリの開発に当たって極めて重要であり、日本発のイノベーションを生み出すためにも、セキュリティ等の問題がない限り、基本的に OS 機能が開放されるようにするなど、この規定が実効的に運用されることで、競争環境の整備が進められる必要がある。

（２）スマホソフトウェア競争促進法の効果的な運用に向けた普及啓発

Apple や Google の規約の内容やその運用について明確性や透明性を欠くことから積極的な事業活動に踏み出せないという意見があるところ、公正取引委員会においては、Apple や Google に対して、規約の内容や運用に係る明確性や透明性をより一層高めるよう促すことを期待するとともに、スマホソフトウェア競争促進法によって生じた変化については、アプリ事業者等の声を丁寧に拾い上げる結果につながるため、公正取引委員会からも積極的な情報発信を行うことが重要である。

また、スマホソフトウェア競争促進法の普及啓発により、アプリ事業者が指定事業者に OS 機能の更なる開放を求める取組の促進を通じたイノベーションの活性化や、同法に基づく差止請求等の私訴の活性化にもつながることも期待できる。

併せて、スマホソフトウェア競争促進法はセキュリティの確保等を図りつつ、信頼のおけるサービス間での競争を促す法律であるという点についても、消費者の正確な理解を得るべく、公正取引委員会において引き続き、積極的な周知活動を行うべきである。

（３）生成 AI が競争環境に与える影響についての実態把握

デジタル分野の中でも特に生成 AI は、近年の急速な技術の進展や社会的関心の高まりを背景に、社会の様々な領域に浸透してきており、幅広い分野で生成 AI による新たなイノベーションが促進されている。その一方で、生成 AI に関する様々なリスク等が指摘されているところであり、その中には、競争政策上の観点からのリスクに関する指摘もある。また、今後、生成 AI 関連市場の構造に影響を与え得る技術革新等により、競争環境が大きく変化する可能性がある。

したがって、我が国の生成 AI 関連市場における公正かつ自由な競争環境を維持し、生成 AI の持続的な発展を確保するため、公正取引委員会は、「生成 AI に関する実態調査報告書 ver.2.0」（令和８年４月 16 日）公表後も、引き続き、生成 AI が競争環境に与える影響や市場動向の適切な把握を進めるべきである。

（４）公正取引委員会と関係事業者との対話の充実

アプリストア関係の手数料の点を含め、スマホソフトウェア競争促進法の趣旨が貫徹されるよう、公正取引委員会においては Apple や Google との更なる対話を強力に進めるべきである。

そうした対話の充実化のためには、公正取引委員会において、Apple や Google の規約に対するアプリ事業者の声を丁寧に拾い上げるなど、スマホソフトウェア競争促進法に関する情報収集を更に進めるべきである。

また、全世界で同一又は類似のビジネス戦略を採用する Apple や Google との対話を充実させるためには、公正取引委員会において、これまで以上に各国の競争当局や国際機関との連携・関係の強化を図る必要があることを認識し、対応を進めるべきである。

そして、対話によっては改善の見込みがないなど必要な場合には、スマホソフトウェア競争促進法の調査権限も活用して調査を実施し、違反が認められる行為に対しては、厳正に対処すべきである。

（５）デジタル分野における実効的な競争環境の整備に向けた更なる取組

グローバルで変化が激しいデジタル分野における競争やイノベーションを促進するため、スマホソフトウェア競争促進法についての積極的な運用とともに、デジタル分野における実効的な競争環境の整備に向けた更なる取組として、現行制度に見直しが必要な点の有無については、デジタル分野の変化の速さを踏まえ、スピード感を持って、かつ柔軟に検討していくことが重要となる。

例えば、スマホソフトウェア競争促進法が対象とするスマートフォンに係る分野以外のデジタル分野においても同様の問題が見られないか、同法の規定は実効的な競争環境の整備にとって十分なものとなっているか等については不断の検討が必要である。したがって、公正取引委員会において、スマホソフトウェア競争促進法を積極的に運用するとともに、デジタル分野における競争環境についての幅広い実態把握を進めた上で、必要な政策を企画立案する必要がある。また、デジタル分野の外部専門家やシンクタンクとの連携を含む外部リソースを積極的に活用しながら、高度に複雑かつ

変化の著しいデジタル分野について、将来も見据えた適切な実態把握を進めることが重要である。

３．厳正な法執行

前記１及び２の各施策の実効性を確保するためには、違反行為に対する独占禁止法等の厳正な執行が不可欠である。特に、発注者から不当に不利益を受けている中小事業者にとって、公正取引委員会は最後の砦である。

取適法については、足元で勧告件数は増加しており、また、中小企業庁による措置請求案件も増加するなど執行連携が進められているが、あまねく全国で、また、サプライチェーンの上流から下流まで取引適正化を徹底するためには、より一層の法執行が必要である。このため、公正取引委員会は、「面的執行」を強化するため、指導・助言権限が付与された事業所管省庁との執行連携を、各地方でも加速・定着させるべきである。

スマホソフトウェア競争促進法については、前記２（４）のとおり、公正取引委員会は、Apple や Google との対話によっては改善の見込みがないなど必要な場合には、スマホソフトウェア競争促進法の調査権限も活用して調査を実施し、違反が認められる行為に対しては、厳正に対処すべきである。

４．公正取引委員会の体制の更なる拡充

公正取引委員会が現在の事務総局の体制となってから３０年が経とうとしている。この間、独占禁止法と下請法について大規模な改正が行われ、所管法律が増えるなど、公正取引委員会が果たす役割は大きく拡大し、これに応じて定員も大きく増えてきた。しかし、その１官房２局２部体制という骨格に変化はない。これまで述べてきたように、公正取引委員会は、近年、その任務が一層高度化・多様化してきている。そして、この提言で挙げた諸政策を強力かつ確実に実施していかなければならない。

そのため、厳正な法執行を行いつつ、取引適正化の推進やデジタル分野等における競争環境整備に腰を据えて取り組むことができるよう、中長期的にも最適な体制を整えるため、局の新設といった現在の体制の骨格の再構築を含めた抜本的な強化を行うべきである。また、取引適正化の推進は全国津々浦々において進めて行く必要があるので、地方事務所や支所を「局」にすることも含めて各地方機関の体制強化をすべきである。これらの実現に必要な独占禁止法の改正等を検討すべきである。

（以　上）

競争政策調査会の開催実績

〇令和８年３月 24 日（火）
議事：「スマホソフトウェア競争促進法の施行について」
（公正取引委員会より説明）
「中小受託取引適正化法（取適法）の施行について」
（公正取引委員会より説明）

〇令和８年４月７日（火）
議事：「優越的地位の濫用規制についての更なる実効的な取組について
１．サプライチェーン全体での価格転嫁及び取引適正化
２．知的財産の取引適正化」
（公正取引委員会より説明）

〇令和８年４月 14 日（火）
議事：「実演家と芸能事務所等との取引適正化に関する指針、
映画・アニメにおけるクリエイターの取引環境に係る実態調査
（コンテンツ分野における取引適正化）」
（公正取引委員会より説明）
「フリーランス・事業者間取引適正化等法（取引適正化部分）の運用状況」
（公正取引委員会より説明）

〇令和８年４月 21 日（火）
議事：「生成 AI に関する実態調査報告書 ver.2.0 について」
（公正取引委員会より説明）
「提言骨子（案）について」

〇令和８年５月 12 日（火）
議事：「競争政策調査会　提言（案）とりまとめ」